

# 重要事項説明書〔介護予防・生活支援サービス事業〕

## 1 当事業所が提供するサービスについての相談・苦情などの窓口

石神井のそら TEL：03-6913-2750

サービス提供責任者 齊藤 祐也 / 管理者 齊藤 祐也

※ ご不明な点は、何でもお尋ねください。

## 2 株式会社 のそら概要

### (1) 事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	石神井のそら
所在地	東京都練馬区下石神井6-22-16 ブラッサム石神井公園2F
介護保険指定番号	介護予防・生活支援サービス事業（東京都1372006534号）
サービスを提供する地域	練馬区

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

### (2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	株式会社のそらが開設する石神井のそらにおいて実施する練馬区介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号訪問事業（訪問型サービス）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要支援状態等にある利用者に対し、適正な訪問型サービスを提供することを目的とする。
運営の方針	訪問型サービスは、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

### (3) 営業日・営業時間

月～金（祝日を含む）	午前9：00～午後6：00
	（12/31～1/3までを除く）

### (4) 職員体制

管理者	介護福祉士	1名	名	1名
サービス提供責任者	介護福祉士	3名	名	3名
サービス従業者	介護福祉士・2級課程修了者	名	6名	6名

## 職務内容

管理者	事業所の職員の管理および業務の管理を一元的に行うとともに、訪問型サービスの実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。
サービス提供責任者	訪問型サービス計画の作成等を行い、利用の申込みに係る調整をする。利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議等への出席、利用者に関する情報の共有等地域包括支援センター等と連携する。 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握する。訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施する。
サービス従業者	訪問介護員等は、第10条に規定する訪問型サービス計画に基づき訪問型サービスの提供に当たる。

### (5) サービス提供の時間帯

月～土・祝日	午前9：00～午後6：00
--------	---------------

### (6) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

### (7) 第三者評価について

第三者評価の実施	なし
----------	----

## 3 サービス内容

- (1) 身体介護（食事介助、入浴介助、排泄介助、清拭、体位交換、更衣介助、通院介助等）
- (2) 生活援助（買い物、調理、掃除、洗濯、薬の受取等）

## 4 利用料金

### (1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は原則として基本料金（料金表）の1割・2割・3割です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

介護予防・生活支援サービス事業（区独自緩和サービス）

■基本料金

1 単位=11.4 円

サービス区分	利用対象者	単位数	利用料		
			1 割負担	2 割負担	3割負担
訪問型サービスⅠ (週 1 回程度の利用)	事業対象者 要支援 1・要支援 2	1141 単位/月	1301 円/月	2602 円/月	3903 円/月
訪問型サービスⅡ (週 2 回程度の利用)	(事業対象者) 要支援 1・要支援 2	2279 単位/月	2598 円/月	5196 円/月	7794 円/月
訪問型サービスⅢ (週 2 回程度を超える利用)	要支援 2	3615 単位/月	4122 円/月	8243 円/月	12364 円/月

■加算料金（介護職員処遇改善加算を除く）

1 単位=11.4 円

加算区分	単位数	利用料		
		1 割負担	2 割負担	3割負担
初回加算	200 単位/月	228 円/月	456 円/月	684 円/月
訪問型サービスⅠ 身体介護加算	35 単位/月	40 円/月	80 円/月	120 円/月
訪問型サービスⅡ 身体介護加算	70 単位/月	80 円/月	160 円/月	240 円/月
訪問型サービスⅢ 身体介護加算	112 単位/月	128 円/月	256 円/月	383 円/月

■介護職員等処遇改善加算

加算区分	単位数	利用料		
		1 割負担	2 割負担	3割負担
訪問型サービスⅠ 処遇改善加算(Ⅰ)	280 単位/月	320 円/月	639 円/月	958 円/月
訪問型サービスⅡ 処遇改善加算(Ⅰ)	558 単位/月	637 円/月	1273 円/月	1909 円/月
訪問型サービスⅢ 処遇改善加算(Ⅰ)	886 単位/月	1010 円/月	2020 円/月	3030 円/月

※ 上記加算については、区分支給限度額の算定対象から除かれます。

※ 上記料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の「介護予防サービス・支援計画」定められた目安の時間を基準とします。

※ 身体介護加算を算定し新規のサービスの初回時は、(200 単位・2280 円)を算定させていただき、1 割、2割または3割の金額をご負担いただきます。

(2) 交通費

練馬区にお住まいの方は無料です。

サービスを提供する地域以外にお住まいの方は、サービス従業者がお尋ねするための交通費の実費をいただきます。

(3) キャンセル料

当日でのキャンセルの場合でもキャンセル料は発生しませんが、その際にご連絡をお願い致します。(連絡先：石神井のそら TEL 03-6913-2750)

#### (4) その他

- ① お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気、電話等の費用はお客様のご負担になります。
- ② 通院介助などで交通機関を利用した場合、サービス従業者の交通費はお客様のご負担になります。
- ③ 料金の支払方法は、毎月月末締めとし、翌月15日までに当月分の料金を請求いたしますので、翌月27日までにあらかじめ指定の方法でお支払いください。  
(お支払い方法は、口座自動引落とさせていただきます。振込をご希望の場合、振込手数料はお客様のご負担とさせていただきます)
- ④ 交通事情によりサービス時間が多少前後することがございますがご了承ください。
- ⑤ サービス中、ヘルパーが同行研修する場合がございますのでご了承ください。
- ⑥ お客さまのご希望に沿ってヘルパーを決めておりますが固定ヘルパーご希望の場合、必ずしもご希望に添えない場合がございます。やむを得ずヘルパーが変更する場合もございますのでご了承下さい。
- ⑦ 誠に恐縮ではございますが、お茶・お菓子などの心遣いはご遠慮下さい。

#### 5 サービスの利用方法

##### (1) サービスの利用開始

まずはお電話などでお申し込みください。職員がお伺いいたします。契約をさせて頂き、サービスの提供を開始します。

##### (2) サービスの終了

- ① お客様のご都合でサービスを終了する場合  
サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合  
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月までに文書で通知し他事業所を紹介する等出来る限りのご協力をさせていただきます。
- ③ 自動終了(以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービス終了します)
  - ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
  - ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要支援認定区分が、非該当(自立)又は要介護と認定された場合 (事業対象者の方は除きます)
  - ・ ※ この場合、条件を変更して再度契約することができます。
  - ・ お客様が亡くなられた場合
- ④ その他
  - ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
  - ・ お客様が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族の方などが、当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当事業所により文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

(3) 事故発生時の対応

利用者に対する介護予防・生活支援サービス事業のサービス提供により事故が発生した場合は、区市町村、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行ないます。

6 当事業所の介護予防・生活支援サービス事業の特徴など

事 項	有無	備 考
ホームヘルパーの変更の可否	有	変更を希望される方はお申し出ください
男性ヘルパーの有無	有	希望される方はお申し出ください
従業員への研修の実施	有	1ヶ月に1回全体研修があります
サービスマニュアルの作成	有	

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、地域包括支援センター等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	
主治医への 連絡基準		

8 衛生管理など

事業所は、訪問介護員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

9 サービス内容に関する苦情

- (1) 当事業所のお客様相談・苦情窓口 03-6913-2750  
 (2) 地域包括支援センター

第2 育秀苑	03-5912-0523
桜台	03-5946-2311
豊玉	03-3993-1450
練馬	03-5984-1706
練馬区役所	03-5946-2544
中村橋	03-3577-8815
北町	03-3937-5577
練馬キングス・ガーデン	03-5399-5347
田柄	03-3825-2590
練馬高松園	03-3926-7871
光が丘	03-5968-4035

高松	03-5372-6064
第3育秀苑	03-6904-0192
練馬ゆめの木	03-3923-0269
高野台	03-5372-6300
石神井	03-5923-1250
フローラ石神井公園	03-3996-0330
第二光陽苑	03-5991-9919
関町	03-3928-5222
上石神井	03-3928-8621
やすらぎミラージュ	03-5905-1190
大泉北	03-3924-2006
大泉学園	03-5933-0156
南大泉	03-3923-5556
大泉	03-5387-2751

- ・練馬区 介護保険課 03-3993-1111 (代表)
- (3) 練馬区保健福祉サービス苦情調整委員事務局 03-3993-1344
- (4) 東京都国民健康保険団体連合会 介護相談指導課 03-6238-0177

#### 10 秘密保持について

- (1) 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとさせていただきます。
- (2) 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその代理人の了解を頂くこととさせていただきます。
- (3) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとさせていただきます。
- (4) 事業所は、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者と雇用契約の内容とするものとさせていただきます。

#### 11 虐待の防止のための措置に関する事項

- (1) 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
- (2) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- (3) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (4) 事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施すること。
- (5) 前四号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- (6) 事業所は、サービス提供中に、養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）等により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを区市町村に通報するものとする。

## 1.2 感染症対策

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

## 1.3 業務継続計画の策定等

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- (3) 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

## 1.4 ハラスメントに関する事項

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
    - ①身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為
    - ②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
    - ③意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為
- 上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用様及びその家族様等が対象となります。
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。
  - (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
  - (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

## 1.5 その他運営に関する事項

- (1) 事業所は、従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
  - ①採用時研修 採用後1か月以内
  - ②継続研修 年12回
- (2) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (3) 事業者は従業者が在職中のみならず退職後においても、業務上知り得た利用者又はその家

- 族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じるものとする。
- (4) 事業所は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問介護の提供をさせないものとする。
  - (5) 事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、居宅介護支援事業所の介護支援専門員等又は居宅要介護被保険者等に対して、利用者に必要なサービスを提供するよう求めることその他の不当な働きかけを行わないものとする。
  - (6) 事業所は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
  - (7) 事業所は、指定訪問介護に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
  - (8) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社のそらと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。



## 会社の概要

社名 株式会社 のそら  
資本金 360万円  
社員数 23名  
設立 平成17年 4月  
所在地 東京都練馬区下石神井6-22-16 ブラッサム石神井公園 2F  
代表者 代表取締役 森田 健一

## 事業内容

訪問介護事業／障害者総合支援事業／移動支援事業

### 【事業者】

東京都練馬区下石神井6-22-16 ブラッサム石神井公園 2F  
株式会社 のそら

事業所 東京都練馬区下石神井6-22-16 ブラッサム石神井公園 2F  
石神井のそら  
(指定番号 1372006534 東京都) 印  
管理者 齊藤 祐也

私は、本重要事項説明を受け同意し交付を受けました。

令和 年 月 日

利用者様氏名 \_\_\_\_\_ 印

署名代行者：私は、本重要事項説明を受け同意し交付を受けました。  
署名代行事由：

署名代行者様氏名 \_\_\_\_\_ 印